

Ⅲ 調整活動

- 1 調整活動の取組**
- 2 調整活動事例の紹介**

Ⅳ 救済の申立て

- 1 救済申立ての状況**
 - * 調査員による座談会**

Ⅲ 調整活動

1 調整活動の取組

(1) 救済機関の制度と「調整活動」

子どもの権利救済のための第三者機関は、設置している自治体によってそれぞれ仕組みが異なりますが、札幌市は、“相談を受ける”機能と“問題解決のための救済”機能とを併せ持っているところが特色といえます。具体的には、権利の侵害に限らず、できるだけ幅広く子どもや保護者の声を聞くことをひとつの大きな前提とし、さらには必要に応じて、解決のために公的第三者として動くことを骨格としています。

“問題解決のための救済”機能については、条例では、「救済の申立て（又は救済委員による発意）」「調査・調整」の順を想定しています。しかし、実際の活動は、運営初年度に続き22年度においても、ある程度、相談が進んだ段階で必要な場合に“調整”する、つまり、救済の申立ての有無にかかわらず、救済委員の判断で関係者に働きかける“相談の延長として行う調整活動”が中心となっています。

(2) 「調整活動」の状況

平成22年度の「調整活動」は、42件の案件について延べ202回実施しました。前年度に比べると、実件数は横ばいで、延べ件数は著しく増加しています（前年度41案件、延べ115回）。

この「調整活動」は主に調査員が担当します。内容は、関係機関への「事実確認」、虐待が疑われる事案の「通告」、問題解決のための「協力要請」あるいは「話し合い」などさまざまな段階、程度がありますが、考え方としては相談者からアシストセンターへの一方向の「相談」に留まらないものを“調整”という括りに整理しています。

「調整活動」は、半数が「学校」に対するものです。「このような相談がありました…」という「情報提供」や「事実確認」をすることで、双方の気付きにつながり問題解決に向かうケースが一定数あります。また、最終的に当機関を交えた話し合いを持ったケースが8件あり、多くは関係の修復や改善が図られました。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目	調整先			その他			計
	学 校	学 校	学 校	市教委	児相 (※1)	その他 (※2)	
家庭生活 (養育・しつけ、虐待など)	1	1	1		10	4	17
学校生活 (いじめ、子どもと教師、不登校など)	9	8		1	1	4	23
施設生活 (施設内いじめ、施設職員との関係など)						1	1
対人関係 (校外活動における人間関係など)	1						1
その他 (問合せなど)							
合 計	11	9	1	1	11	9	42
	21			21			

※1：北海道の児童相談所を含む

※2：区保健福祉部など

2 調整活動事例の紹介

※プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。

No.	相談者 対象の子ども 相談項目	相談及び調整の概要
1	保護者 小学生 いじめ	<p>級友から暴力を伴う嫌がらせをされ、それが続いたことで子どもが体調を崩した。学校に事実関係の調査を依頼したが結果の説明がなく、明確な対策も示されない。いじめに対する学校の確かな姿勢が感じられず今後は不安だとの相談でした。</p> <p>保護者と学校、当機関の話合いの結果、学校の認識や指導方針が確認でき、子どもも保護者も納得したとのことで、終了しました。</p>
2	保護者 中学生 子どもと教師の関係	<p>授業中の行き過ぎた指導により、子どもが精神的苦痛を受けたとの相談でした。</p> <p>子どもがどんな気持ちでいたかを先生に知ってもらうことが必要と考え、そのための調整を図りました。</p> <p>また、保護者と学校との話合いでは、保護者の願いと学校がとりうる対応をすり合わせ、これからどのように連携して子どもを支えていくかを確認し合いました。</p>
3	本人 小学生 虐待	<p>子ども本人から学校生活に関して相談がよせられましたが、よく聞くと、家庭でのネグレクトが疑われる内容でした。</p> <p>さらには数日後、クラスメイトと名乗る子どもからも、「(当該児童が)いつも汚れたものを身につけているとからかわれており、かわいそうだ」と相談がありました。</p> <p>このため、小学校に状況を確認し、児童相談所に虐待通告をしました。</p>
4	本人 中卒児 家庭生活	<p>家庭不和で家を飛び出し、あてもなく歩いているところを、町内会の役員が保護し、アシストセンターに連れて来てくれました。</p> <p>児童相談所や親族などと連絡をとり、身の安全を確保できるよう調整を図りました。</p>

IV 救済の申立て

1 救済申立ての状況

II章とIII章で述べた相談・調整活動を行う中で、救済申立てを受理したのは学校における案件の1件で、既に解決済みとなっています。

なお、条例第33条第2項に規定する救済委員の自己発意の調査は行っていません。

また、条例に規定する「勧告」「意見表明」「是正等の要請」は行っていません。

* * *

III章で述べたように、調整には、申立てに基づく「調査・調整」と救済委員の判断による相談の延長としての「調整活動」がありますが、いずれにせよ、「子どもの最善の利益」に向かって全力で活動していくことになります。

今後もさまざまな事案に応じて、子どもにとって最も安心でき、最善の利益が図られる方策を関係者の理解を得ながら見出し、権利救済の実効性を確保していく必要があると考えています。

調整活動の中からみえてくるもの



< 出席者 >

子どもの権利調査員 佐々木 一 壽
羽 原 牧 子
増 谷 康 博

事務局 香 田 研（司会）
正 力 順 一（記録）
中 村 弥 恵

「子どもの気持ち」と「保護者の気持ち」

司会：2年目の活動状況報告書を作るにあたって、「調整」の現場でさまざまなケースに直面している調査員さんに意見交換してもらい、今、この機関が抱えている現状と課題を浮き彫りにできないか、と考えました。まずは率直な感想を聞かせてもらえたらと思います。

羽原：子どもの権利なので、当然子どもがスタートなんですけど、保護者とのやりとりは避けて通れない。なかには一見理路整然としていてもなかなか理屈が通らない、感情的なこだわりをいつまでも引きずってしまう方もいて、一定のゴールを設定しにくいこともありました。

佐々木：往々にして、保護者は子どもを別人格と見ないで、自分と一体と考えている場合が多い。子どもの問題に保護者が入ることは自然なんだけど…。

でもその保護者が関係の修復を考えず、例えば相手を攻撃し、屈服させたいという気持ちでこられた場合、我々第三者機関に何ができるのかなと思いました。

増谷：今年は、自分の気持ちの整理がつかないからどうかにかけてくれ、といった保護者からの訴えが目立った印象がありますね。結果、アシストは何をする機関なのか、少しわからなくなってきた。

それで、改めて我々の運営マニュアルを見てみた。

ここには、「子どもの最善の利益を考慮する」「子どもの思いや考えを受け止めた上で、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するために最も良いことは何かを判断の基準にする」「子どもの気持ちを受けとめながら、解決のための方法をともに考え、子どもが自らの力で次のステップを踏んでいけるよう相談・調整活動を通して、適切に支援する」とある。

つまり、相談に対して、子どもにとって一番良い方法は何か一緒に考え、必要なところは調整し、子どもの成長につながる支援をしながら解決をはかるのが本来のイメージなんだろうと。

ところが、確かに子どもの問題なんだけど、保護者の不信が前面に出てきて、保護者が言い足りない、悔しい、それを晴らすために調整に入ってほしいといった訴えもなかにはある。この場合、“子どもの思い”ってどこに行くのだろうか、というのが今年の疑問です。

司会：親の思いが先行する場合、子どもの主体性をどう大事にしていくかが難しかったわけですね。

羽原：それに、年少の子どもさんと、なかなか、自分の気持ちを明確にできない。お父さんお母さんが言っているからそれは正しい、親の気持ちに沿うことが自分の希望と思いこんでしまう傾向がある。低学年になればなるほどです。

佐々木：調整の場面では子どもの同席が原則だけど、実際の学校などでの話合いの段階では、その場に子どもが来ないこともありますしね。

司会：どうするのがいいんでしょうね。

羽原：どの場合にも言えますが、保護者の気持ちと子ども本人の気持ち微妙にずれることはある。でもそれで、あたりまえだと思う。だから、保護者だけでなく、子ども本人とも何回も面談を繰り返し、気持ちを十分にくみ取ることが重要だと思います。

増谷：権利条約に子どもの意見表明権があって、それを大切にしましょうというスタンスは、当然、市の条例も同じ。そこを忘れると、アシスト自体の基本的なスタンスがずれてしまうんだろうと思う。

佐々木：保護者の方には「なぜこうしてくれなかったのか」と学校を追及するんじゃなくて、傷ついたことだとか、悔しかったこと、これまでの“心情”を学校側に全部吐露してもらおうことで上手くいった場合もありましたね。

司会：相談者である保護者に、「それは違うのでは」と言うこともありうる？

羽原：あって当然だと思う。あって良いし、あるべきだと思う。先ほど増谷さんが読んでくれたところに、私たちは常に立ち帰って、親の考え、子どもの気持ちをつかみとって、そのケースケースに応じて、ある程度シナリオを作っていかなければいけないでしょう。



でも、親が安定していないと子どもは引きずられて不安定になるのは事実です。やはり、親の安定を図ることが子どもの利益になるという視点も大切。親が無理なことを言っていると思っても、受け止めていくのも必要だと思います。

中村：受け止めつつも、私たちがそこに引きずられないように気を付けていけばいいのかな、と。

増谷：相談・調整・救済と、やれることとやれないことを意識しておくことが大切なんじゃないかな。

佐々木：保護者には、学校と子どもの間で何か問題があるんだったら、関係を修復するために子どもをサポートしてくださいよ、と言いたいが、全部が全部そのようにいかない。

司会：学校の問題を指摘すると同時に、保護者側の問題も指摘すべきということでしょうか。

佐々木：そういうことですね。中立の立場をとる第三者機関ですので、そういう役割を果たすのが当然だと思います。

「学校の対応」に関連して

司会：どうしても学校のケースが多いですね。

佐々木：保護者からいじめについて調査してほしいとの申出があり、学校は、調査はしたが、いじめの有無、今後の対応についてはっきりとしたことを保護者に言わなかった。話し合いの時期も遅かった。この一連の煮え切らない対応に保護者が不満を募らせていたという例があります。調整し、うまくいったのですが、どう捉えても学校の対応が十分でなかったと感じます。

羽原：色々な学校があつて一概に「学校は」と言うべきではないんだろうけど…。でも、調整に入ると、校長・教頭・学年主任は出てくるが、肝心の担任の先生の話がほとんど聞けないことがある。担任の先生の考え、思いも聞きたいと思っても実際には管理職の立場での建前の話に終わっている場合もある。

佐々木：管理職は担任を出しながらない傾向があるかもしれない。そこが、保護者が納得しない点の一つだった例もある。

司会：学校のアシストの認知はどうでした？

佐々木：我々がこういうスタンスで話を進めるんだということをおわかってもらえれば、本当の認知になると思う。とにかく数を積み重ねていくということに尽きる。例えば、まだ学校に事情をたしかめていないという保護者の相談の場合は、直接聞いてみるよう助言し、一旦返すという対応をしている。我々は親の代行をするわけじゃない。このことは、学校に伝わると思います。そして他の学校にも伝われば、学校は我々をより理解してくれるのでは？



司会：発達障がい絡む例も目立ちましたね。

羽原：発達障がいを持つ子、例えば非常に正義感が強く、ほんのちょっとした不公平や不正が許せないという

特性がある場合、やっぱり、先生側の理解が必要になる。軽率な扱いをしてしまったら反省してもらわなければいけないし、子どもに対してもきちっと謝るべきは謝ってほしい。でも、保護者が特別な配慮を望んでも、逆にそれを嫌う子どももいて、保護者、子ども、学校の食い違いが出やすい。その辺はじっくり話し合っていくしかないところだと思う。

佐々木: 障がいが軽い場合、通常学級に在籍することになるが、そこで色々な問題が出てくる。特別支援学級に行けばよいという問題でもない。学校のできることとできないことを十分保護者に説明し、共通理解を得ることが不可欠。

羽原: 発達障がいではないですが、いじめが元で学校に行けなくなった事例がありました。加害生徒への対応をめぐって被害生徒の保護者から、学校は加害者の人権を優先して、被害者の人権を考えていないという訴えも出てきた。



増谷: 義務教育では、当然いじめの子であっても授業を受ける権利がある。それを奪うということは、余程のことがない限りすべきでない。いじめを止めさせることは当然だが、もうしないと謝罪しているのであれば教室から出すべきでない。

佐々木: 文部科学省は、何かあったら出席停止にしるとよく言うが実際には簡単にできることではない。通常、学校はいかなる理由があっても子どもを追い出すことはできない。修学旅行でも、どんな子どもでもなんとかして連れて行こうとしているのが実態でしょうね。

司会: 先生の数を増やしてほしいという声もありますね。

佐々木: 少人数学級をという流れがありますが、学校が実際に欲しいのはフリーの先生なのでは？あまり小さくすると学級運営はやりにくいという面がある。子どもに目が届くということは、逆に子どもにとっては監視されていることでもある。先生から解放される場所、先生から自由になる時間も子どもには必要です。

羽原: 目の届かせ方でしょう。監視するような届かせ方でない届かせ方があるんじゃないかな。でも、小規模校はかえって難しいというのは、その通りですね。

佐々木: 子どもの身近にいるのは教員だが、子どもは先生に相談しないということがある。それは、先生方はみんな一定の方向を持っていて、自分の悩みを理解してくれないと思っているからだろう。だから、スクールカウンセラーという、先生とは違う存在が学校に入ってきて、相談できるようになったというのは良いことなんでしょうね。

今後の「課題」をどうとらえるか

増谷: 弁護士の仕事はできることとできないことをはっきりしなければならぬ。あいまいさは許されない。アシストはその判別がはっきりできないところがある。アシストが何をやる機関なのか、もう少し明確にした方が利用する人にとってわかりやすくなるのではないか。

それに、自分たちの立ち位置を再確認することは必要かなと思う。たとえば相談の仕方や、救済の申立てを受ける場合など、それぞれどのように対応していくかはアシストの役割をきちんと意識して方向をはっきりさせていかないと、やっていることがあいまいになり、問題解決が一層難しくなるのではないかと思う。

羽原: 相談機関という意味では、アシストが特化して受ける相談というものはないと思う。他の機関と異なるところは、調査調整や救済ができるというところ、ここが決定的に違う。

増谷: 相談の段階でいうと、カウンセリング的な相談なのか、それとも具体的解決のための相談なのか。潜在的に具体的解決が含まれている相談の場合、そこにどう反応し、拾いあげていくのか。でも、何でもかんでも調整につなげるということでもない。

佐々木: ある程度原則を確認していく必要があるということではないだろうか。例えば、①面談のときは必ず子どもの思いや考えを聞く②学校の問題なら学校とよく話をしたか、していないならもう一度話をしてもらう③目指しているのは関係の修復であり、白黒をつけるのはアシストの役割ではない、など。そういう原則をみんなで確認していくことが必要ではないか。

中村: 先行都市の川西市では、極力、子どもと何回も面談し、意見をよく聞いてどうするか考えていく。また、それをふまえて、制度についても提言をして改善に繋

げるように心がけている。その上で、子どもにも、君が言ってくれたおかげで学校のシステムが改善できたよ、ということを知らせている。そのことが関わった子どもにとって、自分の意見が尊重されたという実感や自信につながっていく、そういうことを試みていると聞いています。

佐々木: 校長会と事例について話し合う機会を、年に1度とか、定例化すればいいのではないだろうか。年間を振り返ってみて気になったことがあれば、聞いてもらう方が良いと思う。例えば、不登校の子どもがテストを受けに来るのに、別室を用意していない学校もあるようだけど、色々事情はあると思うが、どうなんだろうとか。

増谷: それはすごく大事なこと。我々がやった活動をどうフィードバックするかという話ですね。一つは子どもに対して、もう一つは学校に対して。その両方をしなければいけないと思う。

学校には、佐々木さんが言うように、校長会なりで、学校を特定するわけではないけれども、共通の問題として提言しなければいけないと思う。また、もう少し子どもが主体であるという意識をもって、子どもに対して、少なくとも結果的なことは説明した方が良いという気がします。

中村: 先日、保護者が家に生活費を入れなくて困っているという子どもからの相談があった。結果的に保護者とのやりとりになっていったけど、あなたが勇気を出して言ってくれたおかげで家族や周りが動き出したんだよ、いい方向に向かって本当に良かったね、ということ、いつかあの子に伝えられたらいいなと思う。それがアシストのスタイルかなと。

司会: 佐々木さんが言った相談・面談などの際の「原則」の問題と、今の「フィードバック」の問題が出ました。広く市民に知ってもらおうという視点ではどうですか。

増谷: 「出前講座」ですね。子どもに対しての出前講座と、親御さんに対する出前講座との両方が必要だと思う。中学生に「子どもの権利」の出前をさせていただきましたが、とても真剣でした。学校で憲法などの話をしていると思うが、条例や権利について直接話しかけることは必要だし、親御さんに対しても話をするのは大変良いことだと思う。

羽原: 困っていてもこういうところに相談できず、繋が

ることもできない子どもたちっていっぱいいると思う。どういうタイプであれ、ここに言ってこられる相談者ってそれができる力のある方たち。繋がれない子どものそばにいる人って、やっぱり先生なんだろうと思う。だから、先生には目立たない、声をあげない子どもたちにもしっかり目を向けてほしい。

佐々木: そうですね。先生とか子どものまわりの大人たちが頑張れるシステムづくり、そこに我々の存在価値があるのでしょね。

司会: たくさんのお話が出ましたが、今日はこの辺で終わります。ありがとうございました。